



人権週間特集号

人権尊重都市宣言のまち 品川区

実現しよう 平和で心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日～10日は
人権週間

●世界人権宣言●

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国が達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

●区の取り組み●

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年が27周年です。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

今年も区立学校の子どもの心温まる人権標語やポスターなどを展示した「しながわ人権のひろば2020」や「人権週間講演会」を開催します。

この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根づき部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は『人権尊重都市品川』を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

1993(平成5)年4月28日 品川区

人権週間講演会

12月2日(水) 午後1時開演 (午後0時30分開場)

会場 きゅりあん大ホール(大井町駅前) 定員 300人(抽選)

※座席は全席指定となりますので、開場時間を目安にお越しください。

講演 明るく、元気に、一生懸命 ～表現について心掛けていること～



講師/林家正蔵(落語家)

祖父が七代目林家正蔵、父が初代林家三平という親子三代の落語家。高座に姿をあらわすだけで場内を明るくできる、数少ない噺家の一人。一方、テレビドラマやバラエティ番組でも活躍中。これまでの経験から人権にもふれながらお話をさせていただきます。

※手話通訳・字幕付き。

申込方法/11月13日(金)(必着)までに、往復はがきで郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を品川鮫洲郵便局品川区シルバー人材センター(☎140-0011東大井1-4-14)へ

※1通1人のみ。ただし、車いすの方、視覚・聴覚障害者など介助が必要な場合は、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号も記載してください。 ※結果発送は11月末を予定。

人権週間講演会・しながわ人権のひろば2020(裏面)にご参加の際は、次の内容にご協力ください

- 入場前に検温を実施します。発熱の症状がみられた場合、入場をお断りすることがあります。
- ご来場の際にマスクの着用と手指消毒をお願いします。やむを得ない事情でマスクの着用が困難な方やアレルギーの方は申し出てください。また、当日咳やのどの痛み、発熱などの症状がある方、同居人や身近な知人などに感染が疑われる方がいた時は来訪をお控えください。

<p>63円 往復</p> <p>140-0011</p> <p>品川鮫洲郵便局留 品川区東大井1-4-14</p> <p>品川シルバー人材センター宛</p>	<p>返信(裏)</p> <p>こちらには 記入しないでください</p>
<p>63円 返信</p> <p>000-0000</p> <p>申込者の住所 (返信先)</p> <p>申込者氏名様</p>	<p>返信(裏)</p> <p>講演会申し込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●郵便番号 ●住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号 <p>※手話通訳希望の方、車いすの方はその旨を記入してください。</p> <p>※介助が必要な場合、介助者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してください。</p>

※2名以上の申し込みは抽選の対象とはなりません(介助者を除く)。
 ※今回の講演会では託児はありません。
 ※申し込みいただいた個人情報は、講演会の実施以外に使用することはありません。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から保健所等へ個人情報を提供する場合があります。
 ※往復はがきの送付先は受付委託先の品川区シルバー人材センター宛となります。

みんな考えよう

私たちの人権

区では、これまで「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかしながら、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や被差別部落(同和地区)出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に最近、インターネットを悪用し、投稿先のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)での誹謗中傷などの人権侵害や新型コロナウイルス感染症拡大による無理解や偏見、これら様々な差別行為による重大な人権問題が発生しています。

国は、平成28(2016)年6月に、「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月には、「部落差別解消推進法」を施行しました。「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきたいでしょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

不正確な情報に惑わされて、不当な差別や排除が起きないよう正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。しかし一方で、インターネット掲示板への個人情報掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となつています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや部落差別(同和問題)に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。

インターネット上の掲示板の利用やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

○インターネットの節度ある利用について

差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない
なりすまし行為はしない
個人情報を書き込まない

性自認・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

性自認・性的指向(身体の性・性自認・性的指向・性表現など)は多様です。しかし、現状は多様な性への理解が、なかなか深まっていない状況にあります。性的マイノリティの人に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは、多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを考えてみましょう。

性自認・性的指向などに関する少数派の人々への偏見や差別をなくすため、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

「HIV感染者、ハンセン病患者・元患者・その家族、新型コロナウイルス感染症などに對する偏見や差別をなくそう！」

エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などの感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、むしろ現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいといえます。その

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「『誰か』のことじゃない。」を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、例年小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いしています。(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

※今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により品川区区内における「人権の花」、「人権作文」の活動は中止しました。

区の人権擁護委員	江口 千枝(東五反田)	岸 朱実(中延)	後藤 基(西中延)
	谷口 孝彦(旗の台)	野口 清彦(東大井)	長谷川一也(大井)
	松井 一雄(東大井)	松尾 和英(小山台)	村野 邦美(南品川)

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110

相談日時/月～金曜日午前8時30分～午後5時15分
法務局が実施している相談電話です。相談は、法務局職員または人権擁護委員が受けています。人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。

男女共同参画センターからのお知らせ

●毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。内閣府では、令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までを「集中強化期間」としています。令和2年度は「性暴力を、なくそう」をテーマに、暴力の未然防止や拡大防止に向けて、様々な取り組みをしています。

- 相談窓口**
- DV相談ナビ #8008 ☎0570-0-55210〔配偶者からの暴力〕
 - #8891 (はやくワンストップ) 〔性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター〕
 - #8103 (ハートさん) 〔性犯罪被害の警察相談窓口〕
 - 性暴力救援ダイヤルNaNa ☎5607-0799〔性暴力救援〕
 - しながわ見守りホットラインDVダイヤル ☎3777-6601〔DVダイヤル〕

※男女共同参画センターでも毎週金曜日に専門相談員によるDV相談を行っています(要予約)。

問い合わせ/男女共同参画センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)

しながわ人権のひろば 2020

会場 荏原文化センター(中延1-9-15)

品川区立学校人権標語・ポスター展

人権啓発パネル展(犯罪被害者支援の活動紹介など)

日時/12月5日(土)～7日(月)

午前9時30分～午後4時45分(7日は午後3時まで)

※密を避けるために、混雑状況による入場制限をします。

会場/レクリエーションホール

女性弁護士による法律相談

日時/12月5日(土) ①午前9時30分～正午②午後1時30分～4時

会場/第二講習室

定員/各5人(先着)

申込方法・問い合わせ/12月4日(金)までに、電話かFAXで男女共同参画センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)へ

※人権擁護委員による人権身の上相談は、中止します。

○「しながわ人権のひろば2020」品川区立学校人権標語・ポスター展の様子は、後日、ケーブルテレビ品川で放映します(放映日時などは、追ってホームページでお知らせします)。

あなたの「気づき」が解決の第一歩 虐待かな? 心配だわ と思ったら

しながわ見守りホットラインへ

児童虐待は 03-3772-6622	高齢者虐待は 03-3772-6699
障害者虐待は 03-3772-6605	DVは 03-3777-6601

東京都人権プラザ事業「夜間人権ホットライン」

人権週間にあたり夜間に「電話法律相談」を実施します。

相談日時 12月8日(火)午後5時～8時 相談電話

相談時間 10分程度 **6722-0127**

問い合わせ/東京都人権啓発センター☎6722-0124・0125

問い合わせ/品川区人権啓発課(☎3763-5391 Fax3768-5092)